(班長会の定足数等)

第22条 班長会には、第15条、第17条第1項及び第18条の規定を準用する。この 場合において、これらの規定中「総会」とあるものは「班長会」と、「会員」とあ るのは「監査役を除く役員」と読み替えるものとする。

(班会議)

第23条 班会議は班員をもって構成し、班長の下で運営される。

### 第5章 会計

(収入)

- 第24条 この会の収入は、次に掲げるものとする。
  - (1) 会費
  - (2) 交付金、補助金
  - (3) 寄付金
  - (4) その他の収入

(用涂)

第25条 前条の収入は、この会の一般活動及び第3条の事業を行うための費用に充てる。

(会費)

第26条 会員は総会で別に定める会費を納入しなければならない。

(会計年度)

第27条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(決算)

- 第 28 条 この会の決算の会計は、年度毎に監査役の監査を受け総会の承認を必要と する。
  - 2 決算報告書には、監査終了の証明書を添付しなければならない。

(帳簿等の閲覧)

第29条 この会の記録及び会計簿は、会員の要求があれば随時公開するものとする。 会員は会の諸帳簿に対して閲覧する権利を有する。

## 第6章 雑則

(補則)

第30条 この会則の施行に伴う必要な細目は、別に定める。

(移行期の特例)

第31条 この会則の施行移行期1年間は第10条の特例を認める。

#### 付則

この会則は、平成11年4月18日より施行する。

この会則の施行によって既存会則は廃止する。

# 金杉町会防災部会規約

(名称)

第1条 この会は、金杉町会防災部会(以下「部会」という。)と称し、事務所は金 杉会館内におく。

(目的)

第2条 部会は、町会活動の一環として、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な 防災活動を行なうことにより、地震、火災、その他の災害(以下「災害」という) による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

## (事業及び防災計画)

- 第3条 部会は、前条の目的を達成するため、防災計画を定め次の事業を行う。
  - (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
  - (2) 地震に対する災害予防に関すること。
  - (3) 地震等の発生時における情報の伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
  - (4) 防災訓練の実施に関すること。
  - (5) 防災資機材等の備蓄、保守、管理に関すること。
  - (6) その他部会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第4条 部会は、金杉町会会員をもって構成する。

(役員)

第5条 部会に次の役員をおく。

部長1名、副部長2名、その他班長等の役員若干名。また、必要に応じ顧問を置 くことが出来る。

(役員の選出)

- 第6条 部長、副部長は原則それぞれ町会会長、町会副会長とし、各班長は町会 班長の中からそれぞれ選出する。
- 第7条 部長は、部会を代表し、会務を統括し、地震等の発生時における応急活動 の指揮命令を行う。
  - 2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故のあるときはその職務を代行するとともに、部会の会計を処理する。
  - 3 班長は班務を行う。職務は別に定める。
  - 4 その他の役員の職務は、別に定める。